

「化学物質管理強調月間説明会」のご案内

～何から始めれば良いのか？基本事項を説明します～

説明会趣旨

令和6年4月より全面施行となった労働安全衛生関係法令による新たな化学物質規制では、規制対象物が、危険・有害性が確認されている物質全てに拡大され、業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメントの結果に基づくばく露を最小限とすること等が義務付けられています。この中にはあまり危険な化学物質と認識されていない飲食店などで使用している洗浄剤などにも含まれている場合があります。

また、2月は化学物質管理強調月間です。この月間は職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることが目的です。本説明会は化学物質管理強調月間の関連イベントです。

当日は、専門家と労働局の担当者が基本事項の説明を行います。日々の化学物質管理を行うに際して役に立つ情報が得られることと思いますので、ぜひ御出席ください。また、説明会では、具体的な事例も紹介する予定です。

日 時

令和8年1月19日（月）13：30～15：45

会 場

九段第3合同庁舎 1 1 階共用会議室 1
東京都千代田区九段南 1－2－1

定 員

110名

参加費無料

説明内容（化学物質管理の初心者向けの内容となります）

- 化学物質による労働災害の事例について
- ラベル表示による危険・有害性の確認について
- 化学物質による皮膚障害対策、火災対策について
- リスクアセスメントの残留リスクについて
- 業種・作業別マニュアルを用いたリスクアセスメントについて
- 化学物質管理強調月間の実施要綱について

説明会対象者

事業場の安全衛生担当者・化学物質管理者
保護具着用管理責任者等



東京労働局・(公社)東京労働基準協会連合会

説明会申し込み方法について

※「**労働局・労働基準監督署説明会受付サイト**」にてお申込みの上、メールで通知された受付番号を当日、会場受付でお申し出ください。

労働局・労働基準監督署説明会受付サイトへはスマートフォン等からは右記の二次元バーコードから、PC等からは「労働局 受付サイト」で検索してアクセスしてください。

※ 申し込み人数が定員に達した時点で締め切らせて頂きますのであらかじめご了承ください。

労働局・受付サイト



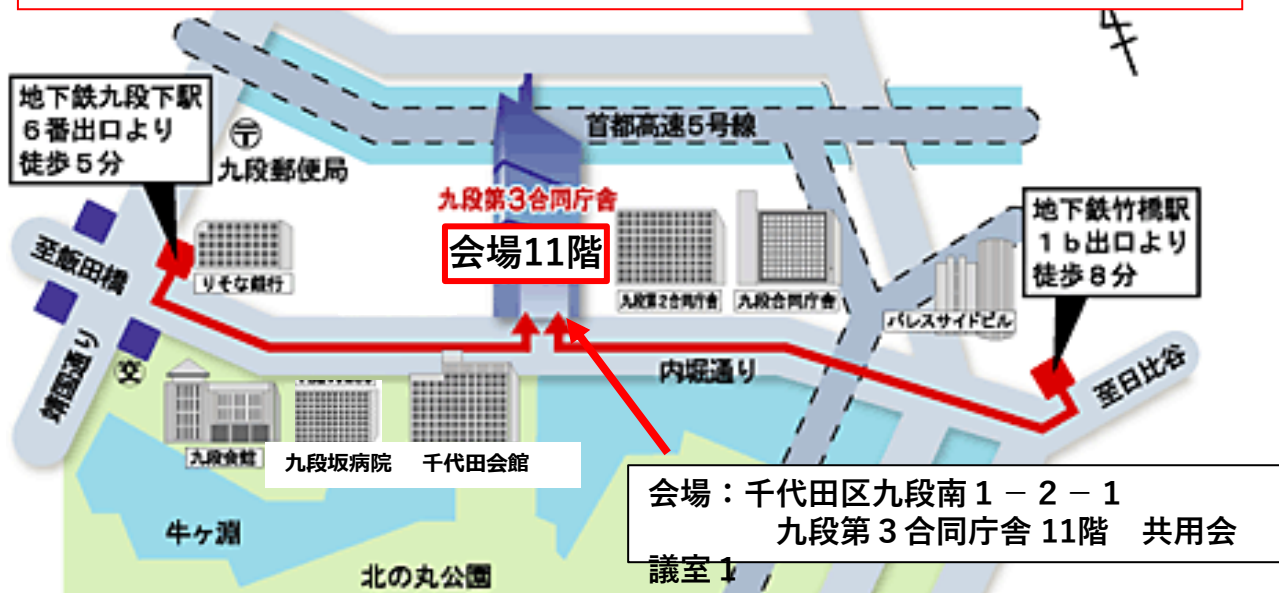
検索



URL: <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>

申し込み締切日： 令和8年1月12日

会場は駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。



＜問合せ先＞

東京労働局 労働基準部 健康課（千代田区役所と同じ建物になります）

〒102-8306

東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

TEL 03-3512-1616

（説明会会場は11階です）